

東京圏（第29回）・関西圏（第23回）・新潟市（第12回）・養父市（第15回）
・福岡市・北九州市（第23回）・仙台市（第14回）・愛知県（第11回）
国家戦略特別区域会議 合同会議

議事次第

令和2年2月28日（金）
17：00～17：45
合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室

1. 開会
2. 議事
 - ・認定申請を行う区域計画（案）について
 - ・その他
3. 閉会

（説明資料）

- | | | | |
|-------|-----------|----------|---------|
| 資料1-1 | 東京圏 | 国家戦略特別区域 | 区域計画（案） |
| 資料1-2 | 関西圏 | 国家戦略特別区域 | 区域計画（案） |
| 資料1-3 | 新潟市 | 国家戦略特別区域 | 区域計画（案） |
| 資料1-4 | 養父市 | 国家戦略特別区域 | 区域計画（案） |
| 資料1-5 | 福岡市・北九州市 | 国家戦略特別区域 | 区域計画（案） |
| 資料1-6 | 仙台市 | 国家戦略特別区域 | 区域計画（案） |
| 資料1-7 | 愛知県 | 国家戦略特別区域 | 区域計画（案） |
| 資料2-1 | 東京都提出資料 | | |
| 資料2-2 | 東京都提案参考資料 | | |
| 資料3 | 神奈川県提出資料 | | |
| 資料4 | 川崎市提出資料 | | |
| 資料5 | 京都府提出資料 | | |
| 資料6 | 新潟市提出資料 | | |
| 資料7 | 養父市提出資料 | | |
| 資料8 | 北九州市提出資料 | | |
| 資料9 | 仙台市提出資料 | | |
| 資料10 | 愛知県提出資料 | | |

（参考資料）

国家戦略特別区域会議 合同会議 出席者名簿

新潟市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 2 年 2 月 28 日
新潟市国家戦略特別区域会議

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(2) 事項：近未来技術の実証実験を促進するための「新潟市革新的農業実証支援ワンストップセンター」の設置

内容：農業分野において、近未来技術である A I ・ I o T、農機の自動運転、小型無人機等を活用した実証実験（以下「実証実験」という。）を促進するため、新潟市内において実証実験を実施しようとする者に対して、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「新潟市革新的農業実証支援ワンストップセンター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和元年度中に設置】

i) 設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、農林水産省、国土交通省）及び新潟市

ii) 設置場所：新潟市役所（新潟市中央区学校町通 1 番町 6 0 2 番地 1）

iii) 実施体制：施設長、事務責任者等を配置する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・ 実証実験に必要な手続に関する電話相談、窓口相談等の対応
- ・ 関係機関との調整、関係機関への情報提供
- ・ 実証実験の場となる土地又は施設の管理者との調整
- ・ 実証実験の実施に係る地元関係者との連絡調整
- ・ 国家戦略特区制度を活用した規制緩和に係る相談受付
- ・ その他、実証実験の実施に必要な支援



花開く活力、
広がる笑顔、
政令市新潟

資料6

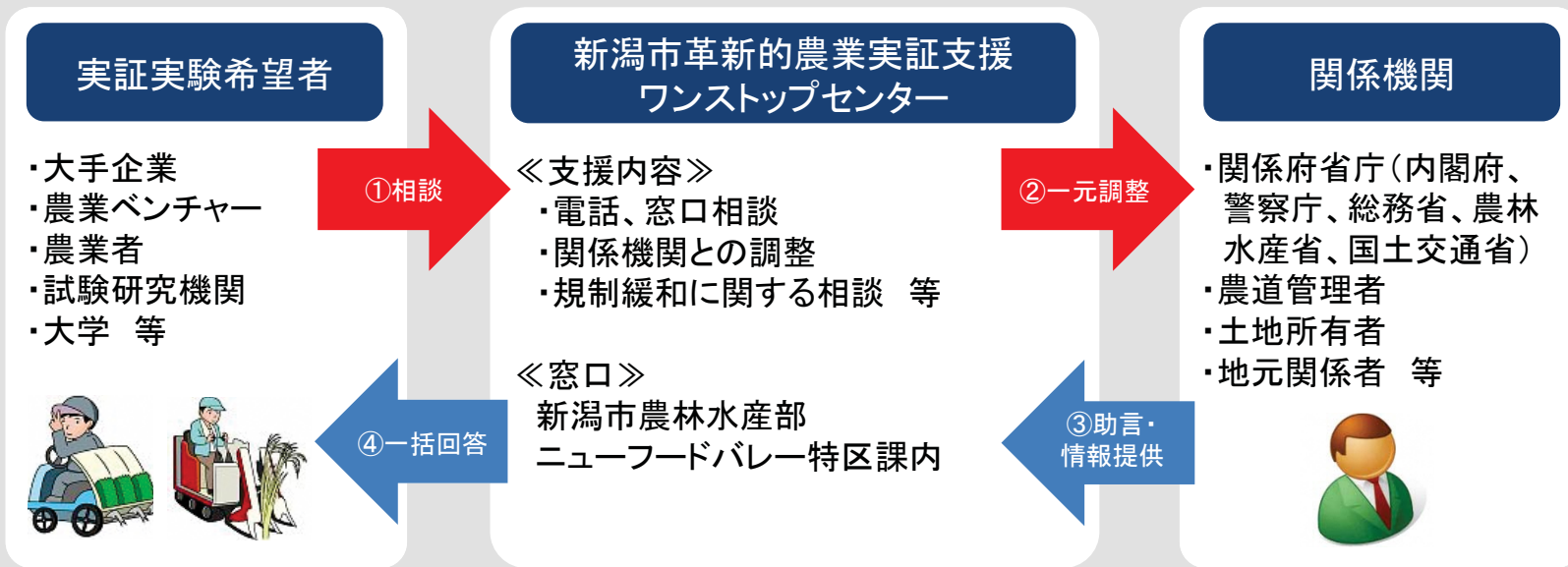
第12回新潟市国家戦略特別区域会議 新潟市提案資料

新潟市革新的農業実証支援ワンストップセンターの設置
～サンドボックス制度活用との包括提案～

令和2年2月28日
新潟市長 中原 八一

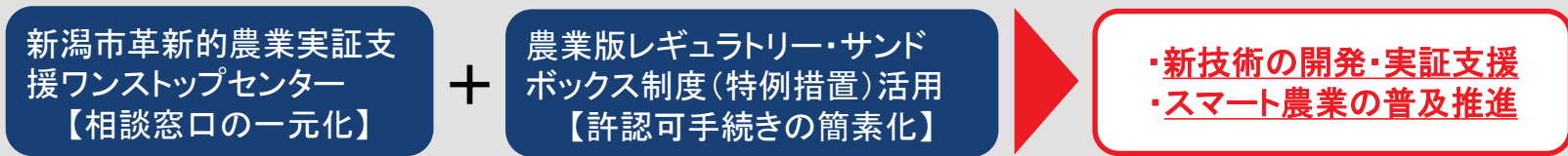
国内最先端のスマート農業技術の開発・実証及び普及推進を支援

1 新潟市革新的農業実証支援ワンストップセンターを開設【令和元年度実施】



構想段階から実施に至るまでの相談を一括して受け付け、農業分野に特化した実証実験を支援！

2 農業版レギュラトリー・サンドボックス制度の活用・連携【令和2年度実施予定】



【参考資料】 農地所有適格法人の新たな事業領域の拡大に向けて

これまでの特区の実績・成果を土台に更なるステップアップ！

1 提案趣旨

「農地所有適格法人」による経営拡大の一つとして、企業側の議決権緩和による農地所有を提案するもの。

2 目的

「農地所有適格法人」が大規模投資などを行う際に、農業者側の資金的負担を補うため、企業の豊富な資金力を活用しながら、法人経営の選択肢拡大を後押しする。

3 内容

農地法第2条第3項第2号により、「農地所有適格法人」の議決権ベースの出資比率については、農業者側が過半を占めることが規定されているが、資本力の増強により農地所有を図る場合には企業側の議決権ベースの出資が過半となることを認める。

